

府政防第589号
消防災第255号
平成25年6月28日

各都道府県防災主管部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（総括担当）
（公印省略）

消防庁国民保護・防災部防災課長
（公印省略）

大規模災害時における緊急交通路の交通規制に
係る緊急通行車両の確認について（通知）

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）に基づく災害時における交通規制については、「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」（平成25年3月12日閣議決定）において、「大規模災害時における緊急交通路の交通規制（76条1項）に係る緊急通行車両の確認については、当該緊急通行車両を事前届出することによって災害発生時に迅速な確認ができることを各地方公共団体に通知する」とされたところです。

緊急通行車両の確認の事前届出制度については、既に都道府県警察本部等により周知の取組がなされているところですが、上記閣議決定を踏まえ、当該制度をより御理解・御活用していただくよう、下記のとおり、改めてその概要を周知させていただきますので、貴都道府県内の市町村及び指定地方公共機関に対しても周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1. 災害対策基本法に基づく災害時における交通規制制度の概要

(1) 交通規制制度の概要

災対法第76条は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、緊急輸送の確保のため、緊急輸送等を行う車両以外の車両について交通規制を行うことができることを定めたものです。

交通規制に際しては、災害が発生し、又は発生しようとしている地域に隣接し、若しくは近接する都道府県公安委員会が道路の区間を指定し、政令で定める緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することとなっております。

(2) 緊急通行車両の概要

緊急通行車両は、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「令」という。）第32条の2において、以下のとおり定められています。

- ・ 道路交通法（昭和36年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車（消防用自動車、救急用自動車など）
- ・ 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両

(3) 緊急通行車両の確認制度の概要

緊急通行車両の要件は上記（2）のとおりですが、災対法においては、都道府県知事又は公安委員会が、当該要件に該当する車両であることを確認し、標章及び証明書を交付することとしています（令第33条）（※）。

標章を掲示し、また証明書を備え付けた車両は、交通規制が実施されている区間を通行することが可能となります。

この標章及び証明書の交付を円滑に進めるため、一定の要件を満たした車両については、事前届出を行うことを可能としております。

※ 都道府県知事は、都道府県自らが保有する車両等、都道府県の災害対策に用いる車両等について、緊急通行車両の確認を実施し、標章等を発行することが可能です。

この場合には、都道府県知事は、当該車両が（2）の要件を満たすことを確認する必要があります。

2. 緊急通行車両の事前届出制度

(1) 事前届出制度の概要

事前届出制度は、各都道府県警察本部及び警察署において、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両として使用される車両であることについて、令第33条の規定に基づく確認を行うこととなる車両を事前に届け出ておくことで、発災時の確認事務の迅速化を図るものです。

事前届出を済ませることにより、「緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）」が交付され、災害発生後、交通規制が行われた際には、届出済証を提示することで、事前届出を行っていない者からの申し出に優先して緊急通行車両の確認が実施されることとなります。

（２）事前届出制度の対象車両

事前届出制度の対象車両は、以下のとおり、地域防災計画等に基づき、災対法に規定する災害応急対策を実施するために使用する車両であって、地方公共団体等が自ら保有する車両、若しくは契約等により常時地方公共団体等の活動のために使用される車両、又は災害発生時に他の機関等から調達することとなっている車両が対象となります。詳細の要件は以下のとおりです。

① 大規模災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

なお、同項では、災害応急対策は、次のア～ケに掲げる事項について行うものとされています。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

② 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

【例示】 事前届出の対象となることが想定される車両について
(地域防災計画等に定めがある場合に限る)

- ・ 地方公共団体が保有する、警報等を伝達するための広報車
- ・ 地方公共団体が保有または借り上げる給水車
- ・ 指定(地方)公共機関である電気、ガス、通信等のインフラ事業者が保有する設備の復旧業務に使用する車両

(3) 事前届出の手続

事前届出制度を利用するには以下のような手続が必要です。

① 届出先

車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県警察の本部及び警察署が受付窓口となります。

② 必要書類

- ・ 自動車検査証
- ・ 輸送協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を示す書類(地域防災計画等)
- ・ 別記様式第1の緊急通行車両等事前届出書

③ 事前届出済証の交付等

- ・ 事前届出が受理されたときは、都道府県公安委員会から届出済証が交付されます。
- ・ 発災時、緊急通行車両であることの確認の際に、警察署等で提示する必要があることから、紛失しないよう大切に保管してください。

(4) 災害時の緊急通行車両確認手続

大規模災害に伴い交通規制が実施された場合の、届出済証による緊急通行車両確認手続については、次のとおりです。

① 確認手続の窓口

都道府県警察本部、警察署及び交通検問所(※)となります。

※ 発災時、高速道路のインターチェンジ等に設置される交通検問所においても、確認手続を受けることが可能です。

② 確認手続の内容

届出済証を提示するとともに、災害対策基本法施行規則(昭和 37 年総理府令第 52 号)別記様式第 4 (緊急通行車両確認証明書)に必要事項を記載し、提出してください。

③ 確認標章等の交付

確認手続の完了後、確認標章及び緊急通行車両確認証明書が交付されます。

以 上

<連絡先>

○本通知について

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(総括担当)付

電話 : 03-3501-5408

消防庁国民保護・防災部防災課

電話 : 03-5253-7525

○緊急通行車両確認手続について

最寄りの都道府県警察本部

別記様式第1

災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 公安委員会 殿 年 月 日 届出者住所 (電話) 氏名		災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 公安委員会	
番号標に表示 されている番号		(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所 () 局 番		
	氏名		
出発地			
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。			

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。